

熊監発第 159 号
令和 3 年(2021 年)8 月 17 日

請求人
A 様
B 様

熊本市監査委員 津 田 征 士 郎

熊本市監査委員 満 永 寿 博

熊本市監査委員 井 上 学

熊本市監査委員 高 島 剛 一

熊本市職員措置請求について（通知）

令和 3 年(2021 年)6 月 22 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の結果

本件請求は、「平成 29 年当初予算に計上し、平成 30 年 3 月に安井建築設計事務所に委託して行った耐震性能評価」に係る請求の部分については却下し、「令和 2 年の当初予算に計上し令和 2 年 9 月に株式会社山下設計に委託して実施した耐震性能評価」に係る請求の部分については棄却する。

第 2 請求の要旨

令和3年(2021年)6月22日付けで提出のあった請求書に記載されている請求の要旨を次のように解した。

1 請求の内容

本庁舎の耐震性能評価委託料に関する措置請求

2 請求の理由

平成29年度に安井建築設計事務所に委託した耐震性能評価（以下「平成29年度契約」という。）については、地下連続壁の存在を秘匿して行われており、地下杭のみを調査対象としたと考えられる。仮に当該秘匿事項を調査対象に含めていれば、評価結果が根底から覆った可能性があることから無駄な調査委託である。

また、令和2年度に株式会社山下設計に委託した耐震性能評価（以下「令和2年度契約」という。）については、平成28年度に同社が実施した「熊本市役所行政棟の建物被災度調査報告書」によると、「現時点では主要構造骨組の損傷が小さいと考えられるため、仕上げ材の復旧により使用継続可能」と結論付けていること、加えて、市長が令和3年度に「熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」を立ち上げ、庁舎の耐震性能の有無の議論を棚上げし、まちづくりの専門家による総合的な判断を行うとして、ゼロベースで議論を始めていることにより、無駄な調査委託である。

3 請求する措置

平成29年度に支出した耐震性能評価委託料7,000万円及び令和2年度に支出した耐震性能評価委託料3,000万円は、不当な支出であり、市長に返還を請求する。

4 事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・ 事実証明書（請求人ら作成）
- ・ 意匠図（熊本市が「竣工図」というもの。以下「意匠図」という。）
- ・ 齋藤幸雄氏（元広島国際大学工学部教授）のご意見
- ・ 三井宜之氏（熊本大学名誉教授）のご意見

5 請求の受理

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行ったところ、請求書及び事実証明書として提出された文書だけでは、平成29年度契約に係る請求が当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しており、法第242条第2項ただし書の正当な理由に該当するかなど不明な点があったことから、平成29年度契約に係る本監査請求が合規であるか判断できなかった。

よって、令和3年(2021年)6月25日付けで受理し、本案審理に併せて、法第242条第2項の所定の要件を具備しているものか否か引き続き審査することとした。

第3 監査の実施

1 監査の期間

令和3年(2021年)6月25日から同年8月17日まで

2 監査の対象部局

総務局行政管理部管財課（以下「管財課」という。）

政策局総合政策部政策企画課（以下「政策企画課」という。）

3 請求人の陳述

令和3年(2021年)7月8日に、請求人らに対して陳述の機会を設けた。その際、新たな証拠書類の提出はなかった。

4 監査の対象部局の弁明

市長に対して、弁明書及び証拠書類の提出を求め、令和3年(2021年)7月20日付けで提出された。

5 監査の対象部局からの証拠書類の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

- ・熊本市本庁舎整備計画作成業務委託契約書（平成29年契約）
- ・本庁舎の基礎杭及び地下連続壁の効果等に関する耐震性能の検証業務委託契約書（令和2年契約）
- ・新版逐条地方自治法第9次改訂版（抜粋）
- ・熊本市本庁舎整備計画作成業務委託報告書（平成29年契約に係る報告書）
- ・竣工図（地下外壁配筋図（図面番号2018））
- ・構造計算書（構造計算書A 山留めの計画（45）（46））
- ・RKK報道内容 2021.2.16 熊本市本庁舎の耐震問題
- ・本庁舎の基礎杭及び本件地下連続壁の効果等に関する耐震性能の検証業務報告書（令和2年契約に係る報告書）
- ・熊本市本庁舎他被災度等調査業務委託の報告書（抜粋）
- ・本庁舎等の整備の在り方について（諮問）
- ・令和3年第1回定例会 3月4日代表質問会議録（抜粋）
- ・熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議関係資料
- ・平成28年度本庁舎他被災度等調査業務委託関係資料
- ・平成29年度熊本市本庁舎整備計画作成業務委託料関係資料
- ・令和2年度本庁舎の基礎杭及び地下連続壁の効果等に関する耐震性能の検証業務委託関係資料
- ・第1回熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議議事録
- ・設計図（地下外壁配筋図（図面番号2018））
- ・R3.2.15のRKK取材対応メモ
- ・注意事項（竣工図地下外壁配筋図（図面番号2018））について

6 監査対象部局に対する調査

(1) 書類等の審査

管財課及び政策企画課に提出を求めた関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2) 関係職員の陳述

令和3年(2021年)7月27日に、管財課長以下2名の職員、政策企画課長以下2名の職員、法制課審議員及び元管財課職員2名から、関係職員陳述を実施した。

第4 監査委員の判断

本件請求について、請求人らから提出された請求書、事実証明書及び関係資料並びに請求人の陳述、市長から提出された関係資料、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

まず、平成29年度契約に係る請求について、検討する。

当該請求は、住民監査請求の請求期間である1年を超えて請求されているが、法第242条第2項ただし書の正当な理由に該当する場合には、1年を超えていても請求することが可能となる。

しかしながら、法第242条第2項に規定される正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの(平成14年9月12日最高裁判決)であり、平成29年度契約に係る書類等については、請求人らが事実を証する書面として意匠図を提出しているとおろ、当時から閲覧等を行うことができる状態に置かれていた。そのため、請求人らは、開示請求等の手段により、意匠図等を入手し、地下連続壁の存在等を知り得ることができ、法第242条第2項に規定する請求期間内の請求が可能であったと言えることから、「正当な理由」があるということとはできないものと解される。

また、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかについて、平成14年9月12日の最高裁判決においては、3箇月弱を経過してはじめて監査請求をしたものであるとすれば、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとされ、平成17年12月15日の最高裁判決においては、相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て各支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたころから約4箇月弱の期間が経過した請求は、相当な期間内にされたものということとはできないとされている。

仮に、請求人ら主張のとおり、RKK 夕方 LIVE ゲツキンが報道された日をもって、監査請求をするに足りる程度に当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時としたとしても、当該報道がされた日から当該請求は4箇月あまりでなされているため、上記判例に当てはめて検討するに、相当な期間内になされたものということとはできず、「正当な理由」があるということとはできないものと解される。

よって、平成 29 年度契約に係る請求については、不適法な請求である。

次に、令和 2 年度契約に係る請求について検討する。

請求人らは、平成 28 年 10 月に株式会社山下設計に委託して行った（以下「平成 28 年度契約」という。）「熊本市役所行政棟の建物被災度調査報告書」に「現時点では主要構造骨組の損傷が小さいと考えられるため、仕上げ材の復旧により使用継続可能と考えられる」と結論付けていることを請求理由の一つとして主張している。

管財課提出の関係資料によると、平成 28 年度契約については、地震により被災した本庁舎他建築物について、建築物の被災度等を把握し、建築物を継続的に使用するための調査を行い、復旧の要否を判定することを目的とされており、平成 28 年度契約に係る報告書においても、被災状況、復旧の要否判定等について述べられている。一方、令和 2 年度契約については、本庁舎が現行の建築基準法等が求める耐震性能を有しておらず耐震改修が困難であるという「平成 29 年度本庁舎整備計画作成業務委託」の調査結果に対する「庁舎整備に関する特別委員会」での意見を踏まえ、基礎杭の密集効果や地下連続壁の効果に関して定量的な算出を試みることで、あらためて耐震性能を検証することを目的とするとされており、令和 2 年度契約に係る報告書においても、地中連続壁の耐震性能評価等について述べられている。

よって、平成 28 年度契約と令和 2 年度契約とは、契約の目的自体が異なるものであり、平成 28 年度契約をもって、令和 2 年度契約を行う必要がなかったものとまでは言えず、不当な支出には当たらない。

また、請求人らは、市長が熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を立ち上げ、庁舎の耐震性が在るか無いかの議論は棚上げして、まちづくりの専門家による総合的な判断を行うとして、ゼロベースで議論を始めたことを請求理由の一つとして主張しているが、管財課及び政策企画課提出の証拠書類及び関係資料によると、有識者会議会長への市長の諮問文の諮問事項において、「防災の観点からの在り方（耐震性能調査に係る検証を含む。）」と記されていること、また令和 3 年第 1 回定例会の代表質問において、市長が「これまでの調査結果や議会における御議論等をお示しした上で、予断を持たず、建て替えの是非も含め客観的かつ専門的な立場から様々な視点で御審議いただきたいと考えておりまして、この意味で先般、ゼロベースで検討いただきたいと報道機関からのお尋ねにお答えしたものでございます」と発言していること、更に、有識者会議に向けて、各委員には平成 29 年度契約に係る報告書、令和 2 年度契約に係る報告書、庁舎整備に関する特別委員会で参考人招致された際の齋藤幸雄氏のご意見、三井宜之氏のご意見等の資料を渡されていることから、過去の調査結果等を踏まえた有識者会議での審議がなされることを確認することができた。

よって、有識者会議は、請求人らが主張する耐震性の話を一回白紙にするといった事実はなく、不当な支出であるという事実は認められない。

以上のことから、令和 2 年度契約に係る請求には理由がないと認め、これを棄却することとした。

なお、今回の請求は、各契約の目的等を混同した事実誤認等に端を発すると認められるものであったが、今回、本件監査における関係職員からの事情聴取等により、各契約

の目的等が理解できたものもあった。今後は住民に対し、機会を捉え丁寧な説明に努められることを期待する。